

原理原則の語り口と情状酌量の語り口
——現代ベトナム村落における住民討議の構図——

加藤 敦典

要 旨

現代ベトナムにおいて、地域住民が共産党の方針や政府の政策に異議申し立てをおこなうとき、党や政府のポリシーを直接的に批判することはしない。また、多くの場合は対抗的なポリシーを明示的に語ることもない。地域レベルの政治において、住民は、党や政府のポリシーに正面から対立しないように注意しながら、自分たちの意図を政策実施過程のなかに組み込んでいく。その過程のなかで、住民のあいだでは、大きく分けて、ふたつの語り口があらわれることが多い。ひとつは、党や政府や外国援助団体の方針を代弁するかのように厳格なルールの適用を求める語り口（この論文では「原理原則の語り口」と呼ぶ）であり、もうひとつは、対抗的なポリシーをあえて語らず、個別の事情への配慮を求める語り口（この論文では「情状酌量の語り口」と呼ぶ）である。このふたつの語り口は、見た目のうえでは、ふたつのポリシーの対立の構図をとらずに、両者が併存するなかで妥協的な問題解決がはかられる。この論文では、ベトナム北中部の村落での民族誌的な調査に基づき、上記のふたつの語り口が交錯するローカルな政治過程を描いていく。具体的な事例としては、貧困補助対象世帯の選定における地域住民のあいだの討議、女性連合会による困窮会員への援助の是非をめぐる会員同士の議論、および、国際援助団体の主導で実施された回転貯蓄信用講プロジェクトの事例をとりあげる。地域住民によるポリシーの「誤読」の分析とともに、ポリシーを語らないことにも注目することによって、言語ゲームとしてのポリシーに対する恭順と抵抗がないまぜになった政治実践の諸相を描くことが可能になることを主張する。

キーワード

ポリシー、ベトナム、村落自治、政治過程

1. 導入

1-1. 共産党・政府のポリシーと住民の応答

現代ベトナムの中央—地方関係において、共産党の方針や政府の政策は絶対的な強さを持っている。そのため、地域住民は党の方針や政府の政策に対して異議申し立てをおこなう場合であっても、多くの場合は党や政府のポリシーを直接的に批判することはしないし、対抗的なポリシーを語ることもない。

しかし、それは住民が政治過程に関与できないことを意味するものではない。実際、集

落の住民集会などを観察していると、「党の方針 (*chu truong* [主張]) には完全に賛成するが」という前置きをしたうえで、住民が延々と地方政府による政策実施過程を批判する光景を目にすることがある。あるいは、党や政府のポリシーへの反対意見は述べずに、個別の状況を勘案して便宜をはかるように提案する場面にもしばしば出会う。

このような政策実施をめぐる地域レベルでの討議の過程において、住民のあいだでは、大きく分けてふたつの語り口があらわれることが多い。ひとつは、党や政府、あるいは外国援助団体の方針を代弁するかのように厳格なルールの適用を求める語り口（この論文では「原理原則の語り口」と呼ぶ）である。もうひとつは、対抗的なポリシーをあえて語らず、個別の事情への配慮を求める語り口（この論文では「情状酌量の語り口」と呼ぶ）である。

この論文では、ベトナム北中部の村落での民族誌的な調査に基づき、上記のふたつの語り口が交錯するローカルな政治過程を描いていく。具体的な事例としては、貧困対策の対象世帯の選定における地域住民の裁量と融通の事例、官製大衆団体である女性連合会による困窮会員への援助の是非をめぐる会員同士の討議、および国際援助団体の主導で実施された回転貯蓄信用講プロジェクトの運営の三つの事例を報告する。この論文では、住民の討議空間における「原理原則の語り口」と「情状酌量の語り口」の交錯を、それらの語りの背後にある利害、立場、道德観の違いによって説明するのではなく、ポリシーを語る語り口と、あえてポリシーを語らない語り口というふたつのスタイルの違いとして分析することを試みる。そのことによって、この論文では、党や政府や援助団体のポリシーを代弁しようとする「原理原則の語り口」と、ポリシーを明示的に語らない「情状酌量の語り口」が相互を否定することなく併存するなかで妥協的な問題解決がはかられるという、現代のベトナム村落の政策実施過程のありかたの典型的なパターンを指摘する。

なお、特集の序論において筆者が示しているように、この論文ではポリシーということばを狭義の政策や政治信条にとどまらず、日常的な道德や、生活における「こだわり」をも含意する概念として使うことにする。このような意味でのポリシーとは、その場しのぎのこじつけやいいわけではなく、かなり強固な一貫性をもち、かつ多くの場合はある倫理観に基づいた行為の指針を意味する。これらのポリシーは何らかのかたちで明示される場合もあるし、明示されない場合もある。当然、「原理原則の語り口」では、おもに党や政府のポリシーを代弁するようなかたちで、ポリシーが明示的に主張されることが多い。他方、「情状酌量の語り口」の場合はその背後に漠然としたポリシーが脈打っているように見えるものの、それは明示的には語られることがない。この場合、ポリシーが想定されることと、それが実際に語られるかどうかということは、分析の位相をわけて考えたほうがよい。明示的にポリシーが語られないときに、その背後にポリシーを読み解くことの是非について考察することがこの論文の重要なポイントとなる。

1-2. 日常生活のなかでの政治実践

ベトナム社会を研究する人類学者や地域研究者は、これまでも、党の方針や政府の政策をないがしろにして住民が生活の便宜を確保しようとする様子について関心を払って研究を積み重ねてきた。それらの議論は、政策の具体化を地方政府に任せ、形式上の成果の

みを評価するという政策モニタリングの脆弱さと、それが生み出す政策理念と実施過程のあいだの「隙間」を利用した地元幹部や地域住民の実践について論じたり (Sikor 2004)、地域社会の協力的なしには統治が貫徹できないベトナムの国家と社会のあいだの関係を利用した住民の生存戦略を描いたり (Kerkvliet 2005)、あるいは、為政者が法律や政策をないがしろにして住民の生活の便宜をはかることが統治の正当性の根拠になるというリーダーシップ論の観点からの分析 (Koh 2006) を展開したりしてきた。また、そういった生活の便宜を確保するための実践がドイモイをはじめとする大規模な制度変革に与えた影響についても議論されてきた (たとえば、Kerkvliet 2005; 古田 2009; Kim 2011)。

ここでいう生活の便宜を確保するための日常的な実践は「抵抗」にかぎったものではない。それは支持 (support)、恭順 (compliance)、修正 (modifications)、はぐらかし (evasions) などを含んだ多義的な実践である (Kerkvliet 2009: 233)。その意味で、この論文でとりあげる地域住民によるポリシーをめぐる応答は、必ずしも党や政府への抵抗だけではなく、党や政府の代弁をしながら、意図的ではないにせよ、党や政府のポリシーを過剰に深読みしたり歪曲したりすることによって政治過程に関与するような実践も視野に含むことになる。

1-3. ポリシーを語ること、ポリシーを語らないこと

上述のように、地域レベルの政治において、住民は党や政府のポリシーに正面から対立しないように注意しながら、自分たちの意図を政策実施過程のなかに組み込んでいく。このとき「原理原則の語り口」では、その根拠となる「法源」として、共産党の方針、政府の政策、あるいは国際援助団体のプロジェクトの方針などが暗示的にではあれ言及されるのに対し、「情状酌量の語り口」ではそのような言及をおこなわない。もちろん、その背景には、上述のように、現在のベトナム社会において共産党の方針などに対してあからさまな反対をすることができないという状況がある。しかし、それだけではなく、あえて固定的な行為の指針を現前させずに、事情ごとに柔軟にものごとを処理しようとする「情状酌量の語り口」には、あることからの是非を一貫した倫理的な行為の指針のもとで語るポリシーの語り口そのものを相対化するような生活者の知恵が示されているとみることもできる。このような状況を見無視して両者の語り口の対立をふたつのポリシーの対立として描くことは、ローカルな政治過程の実相を間違えて描写することになってしまう。当事者たちがポリシーを語らないときに、その背後にあるポリシーを想定して語りを理解することは、このような状況においては誤りなのである。

この「原理原則の語り口」と「情状酌量の語り口」は、鳥越皓之 (1989) のいう「通俗道徳」と「生活常識」の対比とも比較することが可能である。鳥越は、日本の住民運動の分析をおこなってきた経験から、日常生活と生活意識が共有される生活世界のなかでは、通俗道徳、生活常識、個人の経験知の三者を基盤として複数のグループがそれぞれに「言い分」(正当化の論理) を形成し、それらのグループ相互の力関係の緊張関係のなかで地域の問題が処理されていくという見取り図を示している (鳥越 1989: 30, 44)。ここでいう通俗道徳は安丸良夫 (2013 (1974) : 2) が提起した概念であり、近代国家の統治イデオロギーとしての国民道徳を意味する。このような通俗道徳は、人間として正しく生きる規範とし

て一般の人びとのなかにも浸透している場合が多いという。ベトナムの場合でいえば、この論文のなかで頻出する「文化」(*van hoa*) 概念に結びついた諸々の規範がまさにこの通俗道徳だといえそうだ。これに対して、生活常識は「人並として世を渡っていける知恵」(鳥越 1989: 35) を意味する。鳥越はこれを有賀喜左右衛門のいう「生活意識」や色川大吉のいう「部落共同体のモラル」と同じものだとしている。現代の日本の住民運動では、これらの通俗道徳と生活常識を基盤として形成されたさまざまな「言い分」が、自治会を典型とする「生活組織」を通して、いくつかの典型的な意思決定のパターンのもとで討議されることで、地域の問題がうまく処理されたり、あるいは破綻していったりするのだと鳥越は言う。

ここで鳥越が言う「言い分」とは、通俗道徳と生活常識のなかから選びとられた「自己納得と他者への説得のため」の論理であり、それはいちおうの論理性をもった意見である(鳥越 1989: 47)。ただし、ある人がある「言い分」を表明し、それに従って行動しているのは、「たまたま、あるいきがかり上そうなった」(鳥越 1989: 21) ものであり、実際には複数の選択肢があるなかで、彼の意見としてたまたまある「言い分」が現前しているに過ぎないと鳥越は指摘する。松田素二は、ある生活世界において選択の幅として許容されている「説得と納得の言説」のなかからひとつを選んで「言い分」を展開するこのプロセスは「生活者の便宜」によって「操られている」(松田 2009: 166) と指摘する。ここでいう「操りの可能性」(松田 2009: 164) がどの程度まで当地人たちの能動的な判断に基づくものかといえるのかについては解釈の余地がある。ただし、ここで注意しておきたいのは、そういった選択にあたっては、選択する側の都合だけではなく、鳥越が指摘するように、交渉や議論の相手側の「感受性」(鳥越 1989: 22) に響くような語り口を探り当てていかなければならないということである。ようするに、「説得と納得の言説」の選択は、受け手側を考慮したコミュニケーションのなかでおこなわれるのである。そのように考えていけば、田辺繁治がいう「他者とともにある社会的実践」の場として、あるいは「人と人との相互行為が凝集し活動が組織されている現場」(田辺 2003: 22) としての「コミュニティ」において、行為の規則を意識的に検討する言語ゲームとしてのポリシーが創発的に形成され、学習され、批判されていくプロセスについて議論をすることが可能になる。また、逆に、ポリシーをめぐる語りを通して遂行的につくりだされるコミュニティについての記述の枠組みを提示することも可能になるだろう。さらにいえば、この論文が指摘するように、あえてポリシーを語らないという態度を許容するような相互行為によって維持されるコミュニティのありかたについての議論も可能になると言えるだろう。

このような議論をふまえて、現代のベトナムの村落の政治過程をみたとき、どのような言い分が、どのような通俗道徳や生活常識のもとで語られ、また、それらの言い分がどのような生活組織のもとで、どのような意思決定のパターンに基づいて地域の問題の処理につながられていくのか、また、そのプロセス自体がどのようにしてコミュニティをつくりだすのか、という問いを設定することが可能になる。

このような観点からベトナム(あるいは、私の調査地であるベトナム北中部)の村落の政治過程を分析するにあたっては、次のような留意が必要である。それは、農業の集団化を長期間にわたって経験し、また、地域住民にとって共産党の存在が現在でも身近なものである旧ベトナム民主共和国(いわゆる旧北ベトナム。私の調査地であるベトナム北中部

もこれに含まれる)の村落では、生活常識の枠組みとしての共同体が多分に社会主義的改造の時代に構築された「集団」(*tap the*)の枠組みに依拠している場合が多く、そのため、そこでの住民討議では通俗道徳が頻繁に言及され、また、住民にとっても、それらの価値規範が比較的的日常のなかに浸透しているということである。

もちろん、現代のベトナムの村落社会には、社会主義的改造によってつくられたものとは違う生活組織も存在する。Hy V. Luongによれば、ベトナム北部の村落では、1980年代末以降、ゾンホ(*dong ho*)と呼ばれる男性中心主義的な親族集団組織や、女性を中心とした仏教会、あるいは同窓会などの自発的結社の活動が活発化し(Luong 2010: Chapter 7)、場合によっては、それらの組織が政治的な集合行動に人々を動員する基盤となり、汚職幹部糾弾キャンペーンや、省政府への告発行動などといった「公開対話」(*public dialogue*)を生み出すようになってきているという(Luong 2010: 246)。

しかし、ベトナムの村落における政治過程を理解するうえでは、上述のような国家から相対的に自律した団体や結社の活動だけでなく、「公式」な政治参加を通じた国家と住民の交渉の現場についても十分に目を配る必要がある(Kerkvliet 1995: 400)。Thaveeporn Vasavakul (2003)は、1980年代末以降、各種の官製大衆団体が、翼賛的なステータスを保持しながらも、同時に、党の方針に包摂されないかたちで会員の利害のために資源動員をおこなう利益団体としての性格を強めていると指摘する。Thaveepornは、おもに知識人や技術者の団体について論じているが、同様のことは、村落の住民自治組織や官製大衆団体にもあてはまる。とりわけ、旧北ベトナムの村落では、1950年代後半以降、農業生産合作社のもとに組織された生産隊が住民たちの生産・分配から冠婚葬祭など社会生活全般までを取り仕切る単位となり、このあと調査地の概要を説明するなかで詳述するように、その機構はかたちをかえて現在の集落レベルの住民自治組織に引き継がれている。また、ホーチミン青年団や女性連合会などの官製大衆団体は、ベトナム戦争時代から、党や政府が主導する「運動」(*phong trao* [風潮])と呼ばれるキャンペーンを通して住民を動員するためのチャンネルとして整備され、その組織は現在にも引き継がれている。これらの集団組織は、住民たちをあるべき国民として訓化する装置として機能すると同時に、住民同士の討議の慣習(報告、総括、自己批判、相互批判、上級機関への異議申し立てなど)をも育んできた。この「公式」な政治参加の場において、人々は国家が提供する集団組織の枠組みのなかで、国家が唱道する道徳を体現しようと努めつつ、その枠組みを住民たちの日常的な倫理観や実際的な生活の必要を表明する場へと改変することで、国家的領域にも私的領域にも還元できない「むら」のモラルを立ち上げてきたのである。

とはいえ、「公式」な政治参加の重要度は、かならずしもベトナムのすべての地域にあてはまるわけではない。以下に紹介する事例は、共産党と政府の存在感が大きく、そのほかの生活組織の力が弱い地域での事例であることを先に指摘しておく。

1-4. ベトナムの政治過程

具体的な事例分析に入る前に、まずベトナムの政治過程を概観しておきたい。ベトナムの政治過程においてもっとも重要なアクターは共産党である。共産党は党大会や中央執行委員会で路線、基本戦略、方向性、方針、政策を定める。党は政策の具体化を政府に指示

し、場合によっては政府と各種大衆団体に「運動」の発動を指示する(白石 2000: 25-27)。政府は党の指示をうけて政策を定め、各種大衆団体は「運動」を展開する。政府や各種大衆団体は、党の決定や方針にそって政策を策定し、活動をおこなうことが、暗黙のうちにせよ、義務づけられている(白石 2000: 33)。住民は「運動」に主体的に参加することを求められ、設定された目標に向けて成果をあげることが期待される。他方、「運動」は大衆の自発的な活動であるという建前があるので、一定程度の裁量と自発性が許容されることになる。

政策の策定・実施過程や「運動」の展開のなかで、党の方針は具体化され、同時に、この具体化のプロセスのなかで地方行政政府、各種大衆団体、地域住民といった各アクターの裁量の余地が生まれる。中央集権的といわれるベトナムの国家制度のもとで、地方行政政府や住民の裁量の余地が大きくなる原因はいくつかある。第一に、先にも指摘したように、政府の政策でも大衆団体の運動でも、多くの場合、達成目標が提示され、その成果が評価・点検されるのだが、その際に、形式的な成果をあげさえすれば、政策や運動の実施の実態については関与しないという傾向が生まれやすいという点が挙げられる。第二に、ベトナムの国家機構は、中央集権的な上意下達のシステムを貫徹させようとすると同時に、「運動」的な手法をもちいることで、下部組織の自主性と自助努力を尊重するという理念を強調してきたということが言える。政策の具体的な施行を地方行政政府や地域住民の裁量にゆだねる手法は、実際には、ベトナムの政治過程における中央政府の統制力の不備(だけ)を意味するのではなく、むしろ、住民の自主性と裁量の余地をおおきく認めようとする社会主義的な理念に基づくものでもあるということが出来る。

1-5. 調査地の概要

最後に、調査地の概要を紹介し、あわせて、住民が政治過程に参加する場であるソム(*xom*)と呼ばれる集落単位の性格について、それが土着のポリシーの基盤となりうる自然村というよりは、むしろ、社会主義的改造以来の組織化によってローカル・コーポレート・グループとしての性格を持つようになったコミュニティであることを述べておく。

私の調査地は、ベトナム北中部のハティン(Ha Tinh)省の沿海部に位置するT社という行政村である。社(*xa*)というのは、村落部の最末端行政単位である。社の政治機構を構成するのは、共産党支部、人民評議会(村議会に相当)、人民委員会(村役場に相当)、および各種官製大衆団体の支部である。大衆団体には、ホーチミン青年団、女性連合会、農民会、退役軍人会、老人会があり、それらをベトナム祖国戦線という団体が統轄している。

T社は省都から海側に約10キロメートルの場所にある。住民はベトナムのマジョリティであるキン(Kinh)族である。天水に頼る農業のため農業の生産性はあまり高くない。住民のほとんどは小規模自営農であり、農業収入における世帯間の格差は顕著ではない。人口は6,000人弱である。

ベトナム戦争中、ハティン省はベトナム民主共和国(北ベトナム)の共産党政権に属していた。また、ハティン省はベトナムにおける共産党の発祥の地でもあり、共産党員の比率が高い。そのなかでもT社はとくに人口に占める党員の比率が高い(6パーセント程度)。

その多くは、ベトナム戦争中に軍隊のなかで入党した復員兵や、退職して帰郷したホワイト・カラー層である。現在でも、住民の共産党政権への親近感は強く、それゆえに党の方針や国家の政策の是非に関して、住民はわがことのように熱心に議論する傾向がある。また、共同体的結合の強い北部村落と個人のネットワークが強い南部村落のあいだにあって、北中部地域の村落は、共同体的結合を標榜しながらも、実質的には共同性の経済的・政治的な基盤が弱い地域であり、そのため、国家が提供した「集団」の枠組みに依拠して自分たちの生活共同体をつくりあげようとしているという特徴がある。そのため、この地域には、上述のように、共産党の方針に従うことを標榜する語り口が説得と納得の言説として流通しやすい土壌があるといえる。

ソムは社の下に位置する集落単位である。ソムは住民が政治過程に参加する村落統治の主要な場である。T社には11のソムがある。それぞれ、人口は500人前後である。私はそのうちのH集落（人口約500人、約150世帯）でおもに調査をおこなってきた。なお、社会主義政権以前のソムの性格は地域によって異なる。以下の説明は、あくまでT社のソムの説明として理解してもらいたい。

社会主義政権が確立する1950年代以前のこの地域のソムは、行政的な法人格も共有財産も共同祭祀慣行ももたない漠然とした集住単位にすぎなかった。この地域のソムは、各ゾンホが居住地を地続きに拡大するなかで、順次、開拓されていったものである。フランス植民地時代に作成されたこの地域の郷約（むらの成文法）によれば、ソムは収穫期の耕作地の警備の役目と、フランス植民地政府が奨励した「義倉」(*nghia thuong*) とよばれる救民用の食料庫に収穫物を納める役目を与えられていた (Vo Quang Trong and Pham Quynh Phuong (eds.) 1996: 165)。その役目が誰にどのように与えられることになっていたかについては郷約には記載がない。社会主義政権が成立する以前のむらの様子を知る老人に聞いたところ、収穫期になると耕作地の警備と収穫物の管理をおこなう担当者が決められていたものの、ソムに常任の役職者はいなかったという。また、ソムごとに土地神を祀る祠があったが、ソムが組織だって祭祀をおこなっていたわけではなかったという。いわば、社会主義政権以前のソムは「漠然とした近隣の拡がり」(末成 1998: 148) にすぎなかったのである。

1950年代末以降の農業合作社システムのもと、T社のソムは小規模農業生産合作社として組織され、のちに、より大規模な合作社のなかの生産隊として組織されていった。生産隊の主要な任務は、生産隊員の集団労働による生産活動を管理すること、収穫物の国家への納付、生産隊員への収穫物の分配などであった (桜井 1995: 172)。また、託児所の運営 (岩井 1999: 533-535) など社会面でのサービスもおこなっていた。ソムには共産党支部のほか、各種団体支部が設置され、日常的に集會が開かれるようになった。その後、T社の農業生産合作社は1993年に解体し、生産隊は住民自治組織としてのソムにふたたび改組された。

現在のソムは、行政上の正式な単位ではないが、実質的には、社の下位に位置して「自主管理」(*tu quan*) 的な任務を請け負う最末端の半行政的単位となっている (加藤 2004)。ソムのなかでもっとも強い決定権をもつのは共産党支部である。ソムの共産党支部は、社の共産党支部の指示をうけ、ソムの自治活動を指導する。ソムの共産党支部の役員人事は、

社の共産党の意見を参考に、ソム支部の党員の互選によって決められる。ソムには、共産党の推薦を受けて住民が信任選挙をおこなうソム長以下の役員が3名いる。また、ソムには、各種大衆団体の支部も設置されている。ソムは、成人住民全員に参加資格のあるソム集会を適宜開催する。議論の内容は、農業生産関係、党や政府のキャンペーンの説明・宣伝、納税の呼びかけ、社の人民評議会の議決内容の報告と検討、文化的家庭や貧困世帯の選定作業など多岐にわたる。

ソムの業務は道路・水路の整備、集会所の管理、治安維持、徴税業務、奨学基金の運営などだけでなく、近隣紛争や家庭内紛争の調停、「文化的家庭」認定の推薦候補リストや貧困補助対象世帯の候補リストの作成など、微妙な村落内での調整をとまなう作業にも及んでいる。ソムは独自の予算をもっており、その歳入は、おもに、耕作地の面積に応じて各世帯から徴収する一般管理費と、住民に頭割り課すインフラ整備費によってまかなわれる。道路整備などのインフラ整備事業には、社の行政から若干の援助がある。しかし、その大半の費用と労力は、ソムの財源と住民からの臨時徴収や労働力の供出によってまかなわれている。また、ソムは、住民の社会生活にもかかわっている。たとえば、ソムの住民が亡くなると、死亡者が共産党員の場合はソムの共産党書記が葬儀委員長をつとめ、非党員の場合はソム長が葬儀委員長をつとめ、老人会、女性連合会、青年団がそれぞれ分担して棺桶担ぎや茶菓の手配をする。これは合作社時代に始まった制度である。

もっとも、ソムの「むら」としての結合には自然な地縁の単位としての側面もある。T社のソムは、外から見ると、各家庭の敷地を囲む防風林が連なって、ひとかたまりの森のような景観をなしている。近接して暮らす人びとのあいだには、自然と濃密な日常的関係が生まれる。近所同士がお茶を招きあって雑談に興じる光景は、現在でも日常的に見られるものである。ベトナム人は「むらの情義」(*tin h lang nghia xom*)を語るときに、しばしばこのお茶の招きあいを例に挙げる。ここでいう、「むらの情義」を分析的に説明するなら、「むらの情 (*tin h lang*)」とは身体的な接触の感覚にも近い「個別具体的な親近感」(宮沢 2000: 204)から生まれる「感情的紐帯」(Malarney 1993: 186)としての「情感 (*tin h cam*)」にもとづくつながりであり、これに対して「むらの義 (*nghia xom*)」とは、隣りあって暮らす以上、隣人が困っているなら、それを見過ごすことなく、自分の利害を顧みずに立ち上がらなければならない、という倫理を表現している(加藤 2011: 291)。近所同士の調味料の貸し借り、農作業の労働交換、緊急時の現金の融通なども「むらの情義」の表れである。家の土台づくりや屋根葺きもソムの住民が総出で助けあう。また、結婚式には「集団としてのソムを招待する」(*moi tap the xom*)といてソムの全世帯を招待する。住民にとって、ソムは「むらの情義」が及ぶ最大の範囲である。

ただし、これらの近所づきあいをもって、ソムの地縁集団としての結合の自然さを指摘することはできない。結婚式や葬儀にソムの住民が「むらの情義」に基づいて顔を出すのも、もともとの共同性ゆえではなく、むしろ、国家がソムを集団生活の単位として整備するなかで生まれた慣行である。葬儀への参列についても、革命以前は、それほど密には「行ったり来たり」(*di lai*)していなかったという(cf. Malarney 2002: 146)。つまり、近い親族や近所同士の互助を越える「むら」の住民同士の助けあいは、自然発生的な日常的慣行として存在してきたものではなく、やはり、半行政単位として「むら」が縁取りされた

ことで形成されてきたものなのである。そもそも、現在の集村的な景観は、1975年以降の農地区画整理事業の際に、農地のなかに独立して散在する何軒かの家をソムの集住地に移築させた結果として生みだされたものである。農業の集団化が集落の地縁的閉鎖性を強化する現象は中国の農村でもみられたという（田原 2000: 104）。

ソムは土地を共同所有しているという観念もある。しかし、これも社会主義的改造の時代を通じて形成されたものである。ソムの住民の所有する農地はソムの周辺に集まっている。これは合作社時代に各生産隊が耕作する土地を各隊の居住地の近くに指定した結果である。これらの農地は、現在、制度上はソムの所有物ではない。しかし、住民のなかには、ソムの住民の所有地（正確には長期使用権保持地）を管理する義務と権利はソムにあると考える人もおり、そのため、農地の管理に対する社や県の干渉に抵抗することもある（加藤 2008: 126）。また、1993年の土地使用権の交付後、耕作地の10パーセントがソムの保留地として残された。ソムはこれを住民に賃貸したり、各大衆団体支部に対して基金作りのための耕作地として分与したりしている。

また、ソムの結合を血縁集団の結合によって単純に説明することもできない。多くの場合、各ソムの住民は、ひとつかふたつのゾンホの成員によって占められている。ゾンホとは、儒教を規範とする父系コーポレート親族集団である。組織は永続性をもち、父系をたどる排他的な成員権をもつ。共有財産として、かつては祭祀用の共有田をもち、現在でも共同墓地、祠堂、家譜などをもっている（宮沢 2000: 185-186）。ゾンホは祖先祭祀や結婚式で重要な役割を果たす。また、近年では、T社のゾンホの多くが、少額ではあるが奨学基金を設けるようになってきている。また、近しい親族のあいだでは、日常的な助けあいがおこなわれる。ゾンホの関係が政治的なコネクションとして機能することもある（たとえば、岡江 2007: 35-36）。このように、ソムの人々は、近所に暮らす親族との濃密な関係のなかを生活している。とはいえ、ソムは血縁に基づく共同体ではない。ソムはゾンホの連合体ではないし、ソムの住民がすべて血縁関係にある（べきだ）という考え方もない。

ようするに、ソムが共有財産をもち、集住単位としての共通の関心事をもつローカル・コーポレート・グループとしての性格をもつようになるのは、社会主義政権下になって村落統治の単位として整備されてからのことなのである。

なお、T社の特徴として強調すべき点は、宗教団体などの民間団体がほとんど存在しないことである。T社は、社会主義的改造の時代に、社のなかの仏教寺院や、伝統的なむらの集会所であるディン（*dinh*）をことごとく破壊し、ゾンホの祠堂の多くも破壊した。ベトナムでは、1990年代から、宗教活動や伝統儀礼の復活がさかんになった。しかし、T社では、仏教の活動も、むらの伝統的な祭祀儀礼も復活していない。ゾンホの活動は復活したが、それでも、上述のように、公式活動は奨学金の支給程度に限られている。これらの現象は、社会主義的改造によって組織の活動基盤が破壊されたためでもあり、別の面から見れば、この地域では、もともと自発的結社の活動が活発でなかったために、破壊行為に抵抗できなかったということでもある。

したがって、以下の事例が示すようなかたちで「原理原則の語り口」と「情状酌量の語り口」が村落の住民討議の基本構図を構成している状況は、必ずしもベトナム全土の村落に該当するわけではないかもしれない。たとえば、共産党の影響力が弱いベトナム南部の

村落では、党の方針に従うべきだという「原理原則の語り口」の説得力は比較的弱いのではないかと考えられる。とはいえ、「原理原則の語り口」と「情状酌量の語り口」が村落の住民討議の基本構図を構成している状況は、少なくとも旧北ベトナムの別の地域の政治過程でもある程度は見られるのではないかという印象をもっている。たとえば、Shaun Malarney (1997) が1990年代に北部の村落で観察したむらの選挙の事例でも、ふたりの人物が、それぞれ過度に原理原則主義的であるという理由と、過度にコネを重視しているという理由から住民の不信任を受けたことが報告されている。これは、「原理原則の語り口」と「情状酌量の語り口」に過度に依存した発言や行動をおこなったリーダーがそれぞれに罷免されたケースとして分析することが可能である。

2. 事例

2-1. あからさまな抗議行動をおこなうケース

誤解のないように断っておくと、住民たちはけっしてあからさまな抗議行動をしないわけではない。とくに地方幹部の汚職や土地徴用の問題では、地方行政に対して住民が明示的な抗議行動をおこなうケースが多い。上述のように、1990年代終わりごろから、ベトナム北部の村落地域では、国家と社会の関係がより対立的になり、したたかな抵抗ではなく、「公開対話」を介した闘争が目立つようになった (Luong 2010: 246-260)。抗議の形式としては、選挙での不信任のほかにも、幹部の家の打ち壊し、中央省庁への上訴や座り込みなどが発生している (古田 2000: 189; 中野 2000: 39)。私が調査をしているH集落でも、土地徴用の補償をめぐる暴動寸前の事態になったことがある (加藤 2008: 127)。

ただし、これらの抗議行動においても、共産党の方針や政府の政策そのものを批判したり、それに対抗するような住民側のポリシーを主張したりするケースは少ない。Annette Kim が土地収用の事例について指摘するように、抗議行動は中央政府に対する批判としてではなく、「どん欲」で「腐敗」した地方幹部の糾弾として展開するケースが多く、このようなストーリーは中央政府によっても支持されている (Kim 2008: 502)。しかし、このことは中央の責任逃れという負の側面ばかりを持つわけではない。「どん欲」な地方幹部を住民が糾弾するというストーリーを中央政府が支持し、それが新聞などでも流布することにより、地方行政は住民の不満が中央に届かないうちに住民をなだめるために土地代金の補償をおこなうようになり、それをきっかけに国家の土地制度が改善されていくという側面もある (Kim 2011: 505)。

2-2. 住民の対抗的ポリシーが明示されるケース

もう一点、誤解のないように断っておく必要がある。さきに住民はポリシーを語らないと指摘した。とはいえ、住民側の一貫した倫理的なこだわりが明示されるケースもある。たとえば、農地区画整理における「均等分配」へのこだわりはそのよい例である。1990年代初頭にベトナム政府は家族による農地の長期使用権を認め、それまで農業合作社が管理していた農地を各世帯に再分配することを認めた。このとき、合作社ごとに農地の分給がおこなわれた。宮沢 (2005) が調査したベトナム北部の紅河デルタのあるむらでは、1992

年に合作社が各世帯に耕地を分給した。このとき、住民たちは、おもに収量を基準として耕地を等級に分け、どの世帯にも条件のよい土地と悪い土地を取り混ぜて分給した（宮沢 2005: 199）。また、共有地の耕作権の入札代金を使って、インフラ整備をおこなったり、組合員の農地使用税を肩代わりしたりして、困窮した社員に対する援助をおこなった。その後、1996年に政府は農業合作社条例のモデルを制定し、これにあわせてこのむらでも独自の合作社条例を制定した。その際、このむらでは、合作社の責任として「衡平」(*can doi*)をはかることを条例のなかに明記している（宮沢 2005: 204）。これは、農地の分給の際にみられた暗黙のポリシーを原理原則として明文化したものとして理解することができる。

以下で問題にするのは、このようなポリシーが明示的に語られないケースである。そのようなケースにおいて、語られていないポリシーを研究者が同定することが、政治過程の理解にとって有益な場合と、そうでない場合があるのではないか、ということを考えていきたい。

2-3. 交錯する語り口

2-3-1. 貧困補助対象世帯の選定

上述したとおり、「運動」的な手法で政策を実施する場合には、村落における住民間の討議の余地が生まれるケースが多い。こういうケースでは、しばしば、共産党や政府のポリシーを代弁（もしくは過剰に厳しく解釈）する「原理原則の語り口」と、個別事情に訴える「情状酌量の語り口」が交錯することになる。

貧困削減政策は「運動」的な手法がもっとも活用されている分野のひとつである。ベトナム政府は、貧困削減政策の対象世帯を選定する際に、住民による相互評価を重視する方針をとっている。T社では、毎年、社の人民委員会から各ソムに対して「今年のこの集落の貧困世帯数の予想 (*du kien*)」というものが非公式に通知される。各ソムは、その枠組みのなかで、貧困補助の対象世帯を割り振っていくことになる。「予想」数は年を追うごとに減少し、それにより貧困率が減少していく仕掛けである。これにより社の行政は「成績」(*thanh tich*)をあげることができるわけである。H集落の場合、ソムの世話役が貧困世帯リストを作成し、住民集会に諮ったうえで、最終的なリストを社に提出することになっている。住民集会では、リストのうちの数名が住民の意見によって変更されることが多い。もちろん、政府は家計収入レベルに基づく貧困世帯の定義をおこなっている。また、貧困世帯かどうかを衛生的なトイレの有無などの生活状況を勘案して決定するためのガイドラインも作成している（加藤 2009a: 132）。しかし、住民たちは必ずしもこれらの指標に基づいて対象世帯を選定しているわけではない。このような住民による主観的評価の手法については、最貧層については適切に選出できているという評価がある一方で（World Bank et al. 2003: 82）、恣意的な裁量が受益者のミスマッチを生みだしているという批判もある（World Bank et al. 2003: 83; 坂田 2004: 438; Luong 2010: 225）。

私の調査した限りでは、H集落の場合、この方法によっても、絶対的に補助が必要な状況にある世帯については、毎年、間違いなく選出されているように見られた。他方で「余り」の部分（たとえば、20世帯の枠があり、6世帯が絶対的な貧困世帯ならば、残りの14世帯）については、毎年、多分に恣意的な基準で選出していた。H集落の場合、貧困世帯

への個別補助制度が始まった2001年以降、貧困世帯に連続して認定されている世帯が6世帯あり、その多くが自立困難な障害者世帯だった。それらの世帯の多くは、構成人数の極端に小さいゾンホに属しているため、親族の支援が期待できない世帯でもある。一方、上記の6世帯以外の枠は、いわば、余剰枠のようなものとして扱われていた。この余剰枠の分配は、一貫した基準に基づくものというよりは、むしろ、不公平感を生まずにソムのなかで割り当てを分配するために、年度ごとにさまざまな基準を設けてリストを作成しているというのが実態である。実際のところ、彼らは宮沢が農業合作社における農地分配の原則について指摘した「衡平」の原則に従っているようにも見える。たとえば、H集落の2003年の貧困世帯リストには大量の独居老人世帯が登録されている。そのなかには、決して貧困世帯とはいえない家庭も含まれていた。しかし、次年度は、独居老人世帯のうち、子どもたちからの仕送りが期待できる世帯は対象から外すべきだと社の人民委員会から指導があり、それにともない、ほぼすべての独居老人世帯がリストから外され、かわりに、貧困世帯の特典である低金利融資を有効に活用できる可能性がある世帯として、若年貧困世帯が優先的に選ばれている。ところが、2006年度と2007年度のリストをみると、今後は家族のなかに入院を必要とする人をかかえた世帯が大量に組み込まれている。これは、2005年以降、貧困世帯への医療保険カードの無料配布がおこなわれるようになったためである。

2004年の貧困世帯選定で、H集落は貧困世帯数を前年の21世帯から10世帯にまで大幅に削減するよう社の人民委員会から要請された。このときのソムの集会で問題になったのは、クエさんという障害者の世帯の処遇だった。クエさんは「神経」(*than kinh*)を冒された「障害者」(*nguai tan tat*)である。四肢の自由があまりきかず、ことばが不明瞭で聞き取りにくい。単純な力仕事をこなすことはできるが、細かい農作業などはできない。クエさんには妻と5人の子どもがいる。クエさんの妻も軽度の身体障害者である。彼女はしばしば南部に季節労働にでていた。5人の子どものうち、上の3人は働きに出て、家に仕送りをしている。下の2人はまだ学校に通っている。クエさんは、家族を養うのに十分な農地を所有しているが、稲刈りができないので、人を雇って稲刈りをしてもらっており、その分の経費が収入から差し引かれることになる。彼の世帯は、毎年、必ず貧困世帯に認定されてきた上述の6世帯のなかに含まれている。いわば絶対的な貧困世帯であり、通常は住民の議論にのぼることはない。しかし、この年、貧困世帯の「予想」数が減少したこともあり、この世帯をどうすべきかが話題になった。

クエさんの世帯をリストから外すべきだとの議論の口火を切ったのは、H集落の農民会の役員のタンさんという男性だった。この男性によれば、クエさんはたしかに障害者であり、貧しいが、妻に暴力をふるい、またソムの世話役たちによる調停の場にも出席しようとしなない。このような問題のある人物をリストに載せるべきではない、というのが彼の意見であった。また、社の女性連合会主席でH集落に在住しているタムさんもこの意見に賛成した。クエさんのように酒を飲み、党の方針や国家の法律に従わない人物を推薦すべきではない、という意見である。タムさんの意見は、女性連合会が推進する「第三子を産まない」運動の方針にクエさんの家庭が従っていないことに対する批判とも理解できる。また、女性連合会の立場から、家庭内暴力を受けるクエさんの妻を擁護しようとしたとも解釈できる。

これに対して、ソムの老人会のある役員は、クエさんは障害をもっているうえに、子どもも多く、「コー」(*kho*)なのは明らかだから貧困世帯のリストに載せるべきだと主張した。ここでいう「コー」とは、モノが足りず、体の自由がきかず、困窮して痛々しくたいへんな様子を指す。政府は1998年に障害者法令を制定し、障害者の雇用促進や財政的扶助を進めている。国家による保障は、障害が発生した理由が戦争によるものか、そうでないかにより国家的な支援の度合いは異なる(寺本 2011)。クエさんの場合、戦争による障害ではないため、障害者支援の認定を受けただけでは、十分な援助がもらえない。また、クエさんは、別のソムに本拠を置くゾンホの出身者である。高齢の両親の世帯と、兄夫婦の世帯がH集落に暮らしているが、それ以外の親族からの日常的な援助は望めない。そのうえ子供が多いのでは「たいへんだ」と、この老人会の役員はいうのである。

結局、この集会での結論は、今年に限ってはクエさんの世帯を貧困世帯のリストに載せるが、来年以降は推薦しないこともありうるという妥協的なものになった。クエさんはこの集会に出席していなかったため、ソムの世話役がクエさんに会って決定内容と戒告を伝えることになった。

クエさんを推薦すべきでないという主張は、ようするに、国家が唱道するところの「文化」的な家庭でない世帯に国家による社会保障を与えることはできない、というものだったということができる。ここでいう「文化的家庭」とは、1989年から共産党と政府の支持のもとで全国展開した「文化的家庭建設運動」によるものである。「文化的家庭」に認定されるためには、(1)人口計画の実現、(2)調和的で幸福で進歩的な家庭の建設、(3)近隣との団結、(4)公民義務の実現という指標を満たしている必要がある(今井 2002: 98-99)。H集落では、毎年、住民同士の相互批評に基づいて「文化的家庭」に不適格な世帯を推薦リストから除外する作業をおこなっている。2005年のリストから除外された13世帯の除外理由をみると、家庭内暴力、近隣住民とのけんか、過度の飲酒、国家が禁止している華美な墓碑の建設などがみられる(加藤 2009b: 32)。

最初、私は、「文化」的でない世帯は貧困補助の対象にできないという意見は、党の方針なり政府の政策に従った意見なのだと思っていた。しかし、調べてみると、党の方針にも、政府が作成した貧困世帯の基準のなかにも「文化」的な家庭でない世帯に貧困補助を受けられないという規定はないことがわかる。また、省、県、社の規定にも、貧困世帯に認定されるためには、「文化」的な家庭でなければならない、との明確な規定は存在しない。だとすると、この世話役たちは、党の方針や政府の政策を代弁しているのではなく、自分たちの個人的な意見を言っているのだろうか。しかし、そうとも言い切れない面がある。たとえば、共産党の「経済社会発展戦略」(*Chien Luoc Phat Trien Kinh Te-Xa Hoi 2001 - 2010, Ban Chap hanh Trung uong Dang khoa VIII; Chien Luoc Phat Trien Kinh Te-Xa Hoi 2011-2020, Ban Chap hanh Trung uong Dang khoa XI*)をはじめとする文書を見てみると、貧困問題は文化・社会政策のなかでとりあげられており、「文化」的な生活の推進と貧困削減がとなりあって記載されていることに気がつく。このつながりが、一部の世話役たちによる党や政府のポリシーの深読みを生んでいるともいえる。この深読みは、単純な誤解なのかもしれないが、もしかすると、この誤解は党や政府が暗黙に意図して誘発しているものなのかもしれない。すなわち、党や政府のポリシーは、貧困世帯の経済状況を改善する

ことによって文化水準を向上させるというものであると読むことができる一方で、「文化」的生活を実践しなければ貧困削減の対象とみなすことはできないと読むこともできるのである。もちろん、「文化」的でない世帯は貧困補助の対象にできないと主張する人びとは、あえて生活の実感から遊離した厳格な基準を国家の方針として提示することで、地域社会のなかでの威厳を示そうとしていたという可能性もある。このように見てくると、住民たちの討議のなかに登場する原理原則は、必ずしも党や政府のポリシーそのものではないことが見えてくる。ここでのポリシーは、住民の一部が恣意的に解釈したポリシーなのである。

こうなると、誰がポリシーを作っているのかわからなくなってくる。こういった状況は、社会活動家の Barbara Cruikshank (1999: 10-14) が描いたエピソードを彷彿とさせる。1980年代の終わり頃、彼女が住むあるアメリカの都市で、いっせいに大型ゴミ収集器にカギがかけられるようになった。廃品回収を生業にするホームレスなどにとっては死活問題になると思い、彼女はその「原因」(cause)となる法令や指示を探し始める。しかし、さっぱりわからない。コンビニの店員に聞き込みをすると、ゴミ箱に入った人がけがをしたり、病気になったりすると店の責任になるから、と言う。地域の自治会の活動家に聞くと、ゴミ箱のまわりに酔っぱらいが集まって(たぶん、ゴミを肴に宴会をするのだろう)近所迷惑になるから、と言う。ある店の店長に聞くと、家庭の粗大ゴミを勝手に捨てる人がおり、ゴミの収集料金がかさむから、と言う。遠因には、レーガン政権の民営化路線のもとで、ゴミ収集の有料化が進んでいること、ホームレスが増えたことがあるのかもしれない。ゴミの収集会社に聞いても回答はない。慈善事業者に聞くと、炊き出しをしているのに、わざわざゴミをあさらなくても、と言う。結局「カギ」の根拠はわからない。知り合いのホームレスたちに聞くと、カギをかけているのは「やつら」(them)「システム」(the system)だ、と言う。具体的には誰なのか、と問うと、「資本家」「レーガン」「金持ち」「市」という答えが返ってくる。結局、誰がホームレスたちの生業を奪おうとしている権力の源泉なのかは突き止められない。それは、ショアとライトがいうように、誰が法や規律の番人であるのかわからない「カフカの」な状況なのである (Shore and Wright 2011)。ショアとライトの議論が指摘するように、政策にはその対象となる主体(主題)を構築する作用がある (Shore and Wright 1997: 3)。しかし、このときに政策を通じて主体化されるのは、住民の側だけではない。国家の側も政策を通して主体化される。富山一郎の議論を参照して足立明が指摘するように、政策がその対象者に呼びかけて名付けをすることを問題にするなら、まず「その政策決定者が果たしてそのような名付けをする主体をもっていたかどうか」(足立 2000: 93)を問う必要がある。つまりここでは、住民の主体化だけを問うのではなく、「むら」を中間項として国家と住民が相互に相手を一貫した責任主体として呼びだそうとする「主体構成の連鎖性」(真島 2006: 39)について考える必要があるのである(加藤 2009b: 24-25)。

他方、老人会の役員の主張は、クエさんに対してはいずれにせよ援助が必要であるとする観点から、個別の事情への配慮を求める意見であった。困窮している世帯があれば、「文化」的家庭かどうかはともかくとして、優先して貧困世帯のリストに加えるべきだというわけである。それは先に紹介した「むらの情義」を重視する意見だと言い換えることがで

きるかもしれない。つまり、場合によっては、「情」にほだされて規則をまげ、融通をきかせることも正当化されうるし、ひとたび「義」のある関係をもったなら、隣り合って暮らす以上、隣人が困っているなら、それを見過ごすわけにはいかない、というわけである。老人会の役員の方針がこのような倫理観に基づいていたとするなら、それはやはりポリシーの語り口だといえそうである。ただし、ここで注意したいのは、彼はこのような「むらの情義」について語る時にも、それを一貫した倫理として（たとえば「私たちのむらではずっとこうしてきた」というようなかたちで）示すことはないということである。語られるのは、あくまで個別的な事情だけである。ポリシーの語り口にあえて対抗することなく、情状酌量の例外を認めるように求めることに議論を限定し、それを一貫した倫理としては語らないことにこそ、むしろ彼が選んだ語り口の特徴があるようにみえる。

2-3-2. 女性たちの互助をめぐって

残りのふたつの事例は、別の場所で発表したことがあるので簡単に紹介したい。

まず、大衆団体としての女性連合会の内部でのコンフリクトの事例を紹介する（Kato 2012: 78-79; Kato forthcoming）。この事例と貧困補助世帯の選定の事例に共通するのは、援助すべき対象世帯が国家の定める「文化」的な家庭でないことである。ここでも、住民たちのあいだには、「文化」的でない世帯には支援をおこなうべきでないという意見と、目の前の困窮者への支援を優先すべきだとする意見があらわれる。

女性連合会（正式名称はベトナム女性連合会 *Hoi Lien Hiep Phu Nu Viet Nam*）は、共産党と政府が公認する官製大衆団体のひとつである。女性連合会は、女性の権利保護団体であると同時に、共産党の方針や国家の政策に女性を動員するための組織としての性格ももっている。しかし、仏教寺院などの宗教団体の活動が活発ではない私の調査地のような地域では、女性連合会がむらの女性たちにとっての親密な連帯のよりどころにもなっている。

H 集落の女性連合会支部の 2005 年 11 月の会合で、ある会員世帯の稲刈りを会として手伝うべきかどうかについて話し合いがおこなわれた。議論の対象となったトゥーさんとその妻のホアさんの世帯は、ソムのなかでも貧しい部類に属する世帯であり、実際、彼らの世帯はしばしば貧困世帯補助の対象になっている。ホアさんの出産のために人手が足りなくなっているため、女性連合会として収穫作業を手伝ってはどうかという提案が前回の会合で一般会員から提出されていた。しかし、ソムの支部の世話役がこの件について社の女性連合会の執行部に相談したところ、今回の出産は女性連合会が推進している「第三子を生まない」運動に違反した子どもであり、また、夫のトゥーさんには酒を飲んであばれるなどの問題があるため、会として援助をおこなうべきではないとの決定が下されたという。女性連合会の社の執行部がトゥーさんの世帯への援助を却下したのは、前述の貧困補助世帯の事例と同様、トゥーさんの世帯が「文化的家庭」ではないからである。もちろん、産児制限に違反した会員を援助してはいけない、という明確な会則はない。社の女性連合会の執行部の判断は、会の方針をあえて厳格に解釈したものだといえる。

これに対して、一般会員からは反論が起きた。「トゥーさんは精神病 (*benh than kinh*) 気味でもある。『お互いを思いやる気持ち』 (*tuong than, tuong ai* [相親・相愛]) があるな

ら、助けるべきだ」という意見を述べる人もいた。

このとき前述の社の女性連合会主席（このときはすでに引退していた）のタムさんは次のような妥協案を提示した。トゥーさんの世帯を個人的に援助するのはよい。しかし、「ボランティアに援助すること」(*tu nguyen giup*)と「集団として援助すること」(*tap the giup*)は違う。今回は、集団が援助することはできないが、「親切心」(*hao tam* [好心])があるなら助けに行けばよい。それを禁止する必要はない、という意見である。「集団として援助する」とは、女性連合会という団体が主体となって援助することを意味する。一方、「親切心」からの援助とは、たとえば、同郷の成功者が社に寄付をおこなうときなどに使われることばで、有志による個人的な援助という意味を含んでいる。つまり、ここでタムさんが言っているのは、トゥーさんの世帯への援助を個人的行為としておこなうのはよいが、会の団体活動として援助することはできない、ということである。

結局、この日の会合では、「お互いを思いやる気持ち」や「むらの情義」から個人的にトゥーさんの世帯を援助することを会は禁止しない、ということが確認された。なお、ここでのトゥーさんの妥協案は、むらの女性の相互扶助を、女性連合会による公的な扶助と個人レベルでの私的な扶助の二項対立として分析することによって、一般会員が主張していた女性連合会による共助という選択肢を選択の埒外に置くものであり、これはベトナムにおける公共性の展開について考えるうえで興味深い事例であるといえる (Kato forthcoming)。

議論を戻そう。社の女性連合会の執行部の意見は、女性連合会とは国家の公認のもとで活動する団体組織であり、その受益者は善良な国民に限られるので、「文化」的でない家庭は対象からは外さざるをえない、というものである。一方、一般会員たちは、女性連合会の互助組織としての側面をより重視している。女性連合会の幹部や一般会員がよく使う表現を用いれば、彼女たちにとって、女性連合会は女性たちがお互いにモノや気持ちを「分かちあう」(*chia se*) 場なのである。「お互いを思いやる気持ち」という表現を使って一般会員たちが主張するのは、困難な状況にあるむらの女性が目の前にいるなら、それを放っておくべきではなく、進んで困難を「分かちあう」べきだ、という倫理観であると理解することもできる。

女性連合会の幹部たちは、婦人会の公式見解を過度に厳格に解釈し、そのポリシーに従うことを主張している。幹部たちは厳格なポリシーを語ることによって、困っている会員への援助を無分別におこなおうとする一般会員の考えをたしなめようとしていたわけである。また、先の事例と同様に、あえて厳格なポリシーを語ることで、威厳を保持しようとしている側面もあるように見える。これに対して、一般会員は、女性連合会の（曲解された）ポリシーそのものを批判するのではなく、トゥーさんの個別事情を勘案すれば、この場合は「お互いを思いやる気持ち」から例外的に援助をおこなってもよいのではないかと主張したわけである。ここにも「原理原則の語り口」と「情状酌量の語り口」の対比というパターンが典型的に現れているといえるだろう。

2-3-3. 回転貯蓄信用講プロジェクト

「原理原則の語り口」と「情状酌量の語り口」の対比は、外国援助の場面でも見受ける

ことができる。T社では、2003年から、国際農業開発基金（IFAD）の主導で、回転貯蓄信用講（ROSCA）プロジェクトが始まった。IFADはカウンターパートとして女性連合会选择び、信用供与によって女性の経済活動の活性化と地位向上をはかるというプロジェクトを展開した（Kato 2010）。

プロジェクトの概要は次のとおりである。まず、同じ集落の女性が10-12名でひとつのグループを形成する。2006年当時、T社には35のグループがあり、376人が参加していた。そのうち貧困世帯の成員は120名だった。メンバーは毎月、5,000ドン（当時のレートで約50円）の強制貯蓄をおこなう。貸し出しのための原資には、IFADが提供したプロジェクト基金、メンバーが支払う利子を積み立てた基金、および強制貯蓄を原資とする基金がある。これらの基金の管理は、社の女性連合会が一括しておこなっていた。融資の順番はグループ内のミーティングで決定する。一巡目の融資は150万ドン（約1万5000円）で返済期間は12ヶ月、二巡目からは300万ドン（約3万円）、24ヶ月となる。利子率は月あたり1パーセントであり、これは、貧困世帯への支援をおこなう社会政策銀行の利子率が0.6パーセントだったことに比べると高率であるが、農業農村開発銀行の1.2-1.3パーセントよりは低率だった。融資目的は、家畜や小規模事業への投資に限ることになっていた。グループ・リーダーはグループの出納帳とメンバーの通帳を管理し、ミーティングを主催する。ミーティングでは、貯蓄と返済金の徴収と融資希望者の査定がおこなわれる。

一部の住民はこのプロジェクトが「援助」であるにもかかわらず利子をとることに不信感をもっていた。ある高齢女性は私に次のように言った。

女性: IFADはいずれ女性会（註: 女性連合会）に資金を譲るといっているらしいが、あれはウソだ。なぜなら、私たちにお金を貸したあと、元金も利子も持っていくじゃないか・・・（中略）・・・もし、お兄ちゃん（註: 筆者のこと）がプロジェクトを管理するのなら、どうする？

加藤: 女性会に低い利子で貸して、あとは女性会に任せます。

女性: そんなことをしたら、あの人たちは普通よりももっと高い利子を取るよ。ひとは欲張り（*ham muon*）なんだよ。

このような批判があることを私が社の女性連合会の幹部に話すと、幹部たちは、融資を受ける人の選定方法や返済の手順について私に事細かに説明してくれた。ある幹部は、私に次のように言った。

銀行は維持・発展の動力として利子を取ります。彼らは市場のメカニズムに従って利子を決めます。一方、このプロジェクトの利子は、最初は0.9パーセントでしたが、これには省の人民委員会の補助が一部ついていたので、まだ持続可能（*ben vung*）なものとは言えませんでした。・・・（中略）・・・そこで、婦人会は下部組織から順に会合を開いて、利子率を1パーセントにすることを決めました。ですので、利子率については何の問題もありません。合理的な利子率で、しかも銀行より低くなっています。「欲張り」などと言った人は、たぶん新しくメンバーになったばかりの人で、よくわかっ

ていなかったんでしょう。

ここで、女性連合会の幹部は、「持続可能」という国際援助のサークルのなかで流通する語彙を使ってプロジェクトのポリシーを説明している。さらに、彼女は利子の使い道を規定した詳細な内訳表(表1)を見せながら、利子率の設定について「外国のプロジェクト」が「厳格」(*chat che*)なルールをもっていることを強調した。この表は、貸付原資の種類ごとに、月あたり1パーセントの利子がどのような使い道にまわされるかを明記したものである。彼女はこの詳細な表を見せることにより、制度の自律的・持続的な運営プランと透明性を私に強調しようとしたようである。

表1 利子の内訳表

利子の使い道 貸付原資	積立基金	リスク対 策基金	貯蓄へ の利子	委員会手数料	県レベル 管理費	省レベル 管理費	社レベル 管理費
IFADプロジェクト基金	0.3	0.1		0.0625	0.06	0.04	0.4375
利子積立基金	0.3	0.1					0.6
貯蓄積立基金		0.1	0.4				0.5

出典: IFAD 内部資料

単位: %

また、別の幹部は私に次のように語った。

これは外国のプロジェクトの資金なんです。私たちは長期に貸し出しをして、生産や経営をさせるのであって、あげっぱなしというわけではないんです。…(中略)…プロジェクトなんだから、たぶん(お金を)くれるんだよ、と言う人もいましたが、いまはもうみな理解しているので、そんなふうにする人はいないはずですよ。

面白いことに、幹部たちが「外国のプロジェクト」の理念として理解した「厳格」さは、彼女たちによって皮相に実演され、それが道徳的なあつれきを生みだすことになる。あるグループ・リーダー(H集落の女性連合会の世話役)は、プロジェクトがいかに厳格に運営されているかを説明するために、次のようなエピソードを私に紹介してくれた。それによると、彼女のグループを含む五つのグループが合同でハノイへの親睦バス旅行を企画した際に、ある女性がうちには旅行に連れていってくれるような家族がいないのでどうしても親睦旅行に参加したいと言って泣きついてきた。しかし、彼女が強制貯蓄の納付を延滞しているという理由から「原則」(*nguyen tac*)に従って参加を断ったのだという。彼女によれば、この措置を「厳格すぎる」と批判する住民も多かったという。

実際、このリーダーのグループでは、融資の審査をかなり厳格におこなっている。ある女性が家族の医療費の補填のために融資を申請したケースについて、ほかのグループ・メ

ンバーのなかには許可してもよいという人もいたが、この女性がまだ前回の融資の返済を完了しておらず、また、目的が不適切であること（ルールでは、融資は生産への投資にしか使ってはいけない）を理由に「リーダーの責任で」これを却下したという。

しかし、別のグループのリーダーの場合は、より融通を利かせることに重点を置いているようであった。グループの帳簿を見ながらあるグループ・リーダーにインタビューをした際、短期の貸し付けを繰り返しているメンバーがいたのでその話を聞くと、「この人は家族が病気でたいへんだから貸した」という。私の知るところによれば、当時、彼女の夫は精神疾患の治療のために転地療法をおこなっていた。このグループ・リーダーによれば、病気治療のために融資をすることもあるし、さらには、その人が期限までに返済できないようであれば、他の人がかわりに融資を受けてその人に又貸しすることもありうる、という。彼女は「ようするに共同体なんですよ」(*noi chung la cong dong*) と言って話をまとめた。

このように、女性連合会の幹部やグループ・リーダーたちのあいだでも「原理原則の語り口」と「情状酌量の語り口」が交錯している。実際、先に「原則」に従ってメンバーへの融資を却下したグループも、翌月には、よりルールの緩い貯蓄積立基金を使って彼女への融資をおこなっている。

ここで、本論との関係で注意しておきたいのは、第一に、住民たちの前に立ち現れている「外国のプロジェクト」の「厳格さ」というものは、実際には、IFAD の理念そのものではなく、ポリシーの深読みとその皮相な実演といった何回かの屈折を通して構築されたものだということである。そして、そのようにして構築されたポリシーは IFAD の意図には単純に還元できない討議の場を生みだし、過度に「厳格」な判断の是非をめぐる葛藤を引き起こしている。このように考えると、IFAD が推奨する自律支援や持続可能性の理念は、それそのものとして単純に受容されたり、反発を受けていたりするのではなく、それらの理念の曲解や皮相的な部分でのまじめな受容が、現地社会に思わぬ討議空間を切り開いているのだということがわかる。そこにはポリシーの内容の対話的な構築過程、模倣的受容とそれへの反発といったプロセスを経て、単独の意図には還元できない多声性をかかえたポリシーの語り口が構築されていく様相をみてとることができるのである。他方、この対話的なプロセスのなかで、「原理原則の語り口」に触発されるかたちで「情状酌量の語り口」があらわれてくる。そこにはポジティブに語られるポリシーはなく、「原理原則の語り口」の硬直性に対して「それはさすがに行き過ぎだ」というような観点から、個別事情に対する融通がはかられていることがわかる。

3. 考察

「原理原則の語り口」においては、厳格なルールを例外なく適用する態度が示される。そのルールを支えるのは外部の権威である。たとえば、それは党や政府が唱道する「文化」概念であったり、「外国のプロジェクト」の諸規程であったりする。しかし、党や政府のポリシーを代弁しているように見える意見は、実際には、党の方針や政府の政策を過度に厳格に解釈しているケースが多い。この深読みや誤解は、地方のリーダーが自分の権威を示

すためにおこなう故意の誤読のように見える場合もあるし、党や政府や援助団体の模倣を通して、意図せずして国家や援助組織の真実の意図を暴露してしまっているような場合もある。

他方、「情状酌量の語り口」には、一見すると「むらの情義」や生存維持倫理といったポリシーが脈打っているようにもみえる。実際、住民たちは、だれが援助を受けるべきかについての一貫した基準を持っているようにみえる。これまでの農民研究や抵抗論では、住民たちのこのようなほめかしに隠された一貫した対抗的ポリシーを明示することで、人々の政治意識を理解することができたと考える傾向が強かった。しかし、事例からいえるのは、むしろ、人々がポリシーの語り口に対してあえて対抗的なポリシーを語らないことにこそ注目すべきだ、ということである。このことは、すでに James Scott の弱者の武器論でも、冗談や皮肉の効能として強調されていたことである (Scott 1985)。

それでもなお、「情状酌量の語り口」に隠された土着のポリシーとして、「むらの情義」や生存維持倫理、あるいは均分原則といったものを同定しようとする議論は可能である。しかし、その場合も、次の点には留意が必要である。まず、本論の前半で述べたように、現代ベトナムの村落(すくなくとも私の調査地であるベトナム北中部の村落)における「むら」のまとまりというのは、社会主義的改造によってもたらされた「集団」の枠組みに依拠している部分が多く、そこでの討議実践は、そのつくられた「集団」の枠組みを実践のコミュニティとして遂行的に創出しなおそうとする営みであるという点である。「情状酌量の語り口」のなかに土着のポリシーが隠されているというよりも、外部からの刺激に触発されておこなわれる住民討議の相互行為のなかで、自分たちが従うべき規則として、土着のルールが発見的に語りだされようとしている、と考えるべきである。さらにいえば、「情状酌量の語り口」の背後にあるさまざまな倫理が土着の倫理であるとするならば、同様に、「原理原則の語り口」の基盤となる政策の一貫性や、「文化」概念、あるいはプロジェクトのルールの厳格な運営といった規範もまた、地域の人々にとっては、とりあえずその意味するところは理解可能な正当性をもった主張なのであり、どちらがより土着性の高いポリシーかは判断できないのである。

ポリシーを語る「原理原則の語り口」とポリシーを語らない「情状酌量の語り口」の両者の結託によって、個別のケースはおおむね解決され、平常時のむらの統治は実現している。「原理原則の語り口」と「情状酌量の語り口」の応酬がコミュニケーションとして成り立っているという事態をさらにメタフィジカルに考察するなら、それはポリシーの具体的な内容を戦略的に明示しない、あるいは相手にも明示を求めないという言語ゲームが成り立っているということなのかもしれない。当事者たちは、そのような言語ゲームの規則についてとくに意識してはいないようである。しかし、人類学者が外から見るかぎり、「原理原則の語り口」と「情状酌量の語り口」の併存を許すような、最後までつきつめない態度こそがベトナム村落の社会組織の維持に貢献しているといえそうである。このようなあいまいさをもったベトナムの村落統治の政治過程のありようを描くためには、一方で、外部のポリシーに対する誤読と曲解をも含めた解釈と代弁のプロセスについての分析が重要であるとともに、他方で、ポリシーを語らないことの積極的な意義にも注目することが必要である。それによって、ポリシーに対する積極的なアプローチと消極的なスタンスがない

まぜになった言論的な政治実践の諸相を描くことが可能になるだろう。

参考文献

足立 明

- 2000 「開発と農民——方法論的検討」、原洋之介編『地域発展の固有論理』、pp. 87-114、京都大学学術出版会。

Cruikshank, Barbara

- 1999 *The Will to Empower: Democratic Citizens and Other Subjects*, Ithaca, N.Y.: Cornell University Press.

古田 元夫

- 2000 「行政改革」、白石昌也編『ベトナムの国家機構』、pp. 179-197、明石書店。
2009 『ドイモイの誕生——ベトナムにおける改革路線の形成過程』、青木書店。

今井 昭夫

- 2002 「ドイモイ下のベトナムにおける包括的文化政策の形成と展開」『東京外国語大学論集』64: 89-107。

岩井 美佐紀

- 1999 「ベトナム北部農村における社会変容と女性労働——バックニン省チャンリエット村の事例から」『東南アジア研究』36-4: 525-545。

加藤 敦典 (Kato, Atsufumi)

- 2004 「ベトナムにおける『民主』と村落共同体——『基層レベルにおける民主制度規定』の分析より」『年報人間科学』25: 183-198。
2008 「動員と連帯の跡地にて——自主管理時代のベトナム村落における統治のモラルの語りかた」、石塚道子・田沼幸子・富山一郎（共編）『ポスト・ユートピアの人類学』、pp. 113-134、人文書院。
2009a 『統治のモラルの民族誌——「自主管理」の時代を生きる中部ベトナム村落住民の政治人類学的研究』、大阪大学大学院提出博士論文。
2009b 「『文化的むら』をめぐる『騒ぎ』——ベトナムにおける国家と住民の関係性をめぐる政策の人類学」『南山考人』37: 23-44。
2010 “Tinh Da Thanh cua Chinh Sach: Mot Qua Trinh Ly Giai ve Chuong Trinh Tin Dung Quy Mo Nho o Vung Nong Thon Ha Tinh.” Trong *Hien Dai va Dong Thai cua Truyen Thong o Viet Nam: Nhung Cach Tiep Can Nhan Hoc*, Quyên 1, Luong Van Hy et al. (dcb), tr. 151-164, TP. Ho Chi Minh: Nxb. Dai Hoc Quoc Gia Thanh Pho Ho Chi Minh. （「政策の多声性——ハティン省農村地域における小規模金融プロジェクトのひとつの解釈プロセス」、Luong Van Hy 他編『ベトナムにおける伝統の現在と動態——人類学的アプローチ』第1巻、pp. 151-164、ホーチミン市：ホーチミン市国家大学出版社、ベトナム語）
2011 「義のない風景——ベトナムの文学作品にみる法と社会の外がわ」、石田慎一郎編『オルタナティブ・ジャスティス——新しい〈法と社会〉への批判的考察』、pp.

279-302、大阪大学出版会。

- 2012 “The Limits of ‘*Chia Se*’ (sharing) in the Women’s Union: Through Life Histories of Female Cadres in a Village of Ha Tinh Province, Central Vietnam,” In Atsufumi Kato (ed.) *Alternative Intimate Spheres for Women in Vietnam*, GCOE Working Papers (Next Generation Research) 71, pp. 70-86, Kyoto: Kyoto University Global COE Program for Reconstruction of the Intimate and Public Spheres in 21st Century Asia.

Forthcoming, “Interpretative Conflicts in the Collectivity of the Vietnamese Women’s Union: Constructing the Public through Official Mass Organizations,” In Atsufumi Kato (ed.) *Weaving Women’s Spheres in Vietnam: The Agency of Women in Family, Religion and Community*, Leiden: Brill.

Kerkvliet, Benedict J.

- 1995 “Village-State Relations in Vietnam: The Effect of Everyday Politics on Decollectivization,” *The Journal of Asian Studies* 54-2: 396-418.
- 2005 *The Power of Everyday Politics: How Vietnamese Peasants Transformed National Policy*, Ithaca, N.Y.: Cornell University Press.
- 2009 “Everyday Politics in Peasant Societies (and Ours),” *The Journal of Peasant Studies* 36-1: 227-243.

Kim, Annette M.

- 2008 *Learning to be Capitalists: Entrepreneurs in Vietnam’s Transition Economy*, New York: Oxford University Press.
- 2011 “Talking Back: The Role of Narrative in Vietnam’s Recent Land Compensation Changes,” *Urban Studies* 48-3: 493-508.

Koh, David W. H.

- 2006 *Wards of Hanoi*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.

Luong, Hy V.

- 2010 *Tradition, Revolution, and Market Economy in a North Vietnamese Village, 1925-2006*, Honolulu: University of Hawai’i Press.

Malarney, Shaun Kingsley

- 1993 *Ritual and Revolution in Viet Nam*, Michigan: A Bell & Howell Company.
- 1997 “Culture, Virtue, and Political Transformation in Contemporary Northern Viet Nam,” *The Journal of Asian Studies* 56-4: 899-920.
- 2002 *Culture, Ritual and Revolution in Vietnam*, Honolulu: University of Hawai’i Press.

真島 一郎

- 2006 「中間集団論——社会的なるものの起点から回帰へ」『文化人類学』71-1: 24-49.

松田 素二

- 2009 『日常人類学宣言! ——生活世界の深層へ／から』、世界思想社。

宮沢 千尋

- 2000 「ベトナム北部の父系出自・外族・同姓結合」、吉原・鈴木・末成（共編）『〈血縁〉の再構築——東アジアにおける父系出自と同姓結合』、pp. 185-211、風響社。
- 2005 「ベトナム北部・紅河デルタ村落における文化と経済発展の関係」、宮沢千尋編『アジア市場の文化と社会——流通・交換をめぐる学際的まなざし』、pp. 191-217、風響社。

中野 亜里

- 2000 「ベトナムの対外開放と民主化政策——『社会主義的民主化』をめぐる内外環境」『国際政治』125: 31-44。

岡江 恭史

- 2007 「ベトナムの新設合作社とそのリーダーシップ——ハイズオン省における畜産合作社の事例より」『ベトナムの社会と文化』7: 24-55。

坂田 正三

- 2004 「ベトナムの貧困削減政策——ベトナム指導層の認識とその変化の背景」、石田暁恵・五島文雄（共編）『国際経済参入期のベトナム』、pp. 421-448、アジア経済研究所。

桜井 由躬雄

- 1995 「ドイモイ下のベトナム村落」、桜井由躬雄編『もっと知りたいベトナム』（第二版）、pp. 170-178、弘文堂。

Scott, James C.

- 1985 *Weapons of the Weak: Everyday Forms of Peasant Resistance*, New Haven: Yale University Press.

白石 昌也

- 2000 「党・国家機構概観」、白石昌也編『ベトナムの国家機構』、pp. 15-52、明石書店。

Shore, Cris and Susan Wright

- 1997 “Policy: A New Field of Anthropology,” In Cris Shore and Susan Wright (eds.) *Anthropology of Policy: Critical Perspectives on Governance and Power*, pp. 3-39, London and New York: Routledge.
- 2011 “Conceptualizing Policy: Technologies of Governance and the Politics of Visibility,” In Cris Shore, Susan Wright, and Davide Però (eds.) *Policy Worlds: Anthropology and the Analysis of Contemporary Power*, pp. 1-26, New York, Oxford: Berghahn Books.

Sikor, Thomas.

- 2004 “Local Government in the Exercise of State Power: the Politics of Land Allocation in Black Thai Village,” In Benedict J. Kerkvliet and David G. Marr (eds.) *Beyond Hanoi: Local Government in Vietnam*, pp. 167-196, Singapore: ISEAS.

末成 道男

- 1998 『ベトナムの祖先祭祀——潮曲の社会生活』、東京大学東洋文化研究所。

田原 史起

- 2000 「村落統治と村民自治—伝統的権力構造からのアプローチ」、天兒慧・菱田雅晴
(共編)『深層の中国社会—農村と地方の構造的変動』、pp. 85-117、勁草書房。

田辺 繁治

- 2003 『生き方の人類学』、講談社。

寺本 実

- 2011 「ドイモイ下の障害者の生活における『国家』と『社会』——紅河デルタにおける事例研究を通して」、寺本・岩井・武内・中野(編著)『現代ベトナムの国家と社会——人々の国家の関係性が生み出す<ドイモイ>のダイナミズム』、pp. 101-132、明石書店。

Thaveeporn, Vasavakul

- 2003 “From Fence-Breaking to Networking: Interests, Popular Organizations and Policy Influences in Post-Socialist Vietnam,” In Benedict J. Tria Kerkvliet, Russell H.K. Heng, and David W.H. Koh (eds.), *Getting Organized in Vietnam: Moving in and around the Socialist State*, pp. 25-61, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.

鳥越 皓之

- 1989 「経験と生活環境主義」、鳥越皓之編『環境問題の社会理論——生活環境主義の立場から』、pp. 13-53、御茶の水書房。

Vo Quang Trong and Pham Quynh Phuong (eds.)

- 1996 *Huong Uoc Ha Tinh*, Ha Tinh: So Van Hoa Thong Tin Ha Tinh. (『ハティンの郷約』ハティン:ハティン省文化通信局)

World Bank et al.

- 2003 *Vietnam Development Report 2004:Poverty*. World Bank.

安丸 良夫

- 2013 (1974) 「日本の近代化と民衆思想」、安丸良夫編『安丸良夫集1 民衆思想史の立場』、pp. 2-63、岩波書店。

The Narrative of Principles and the Narrative of Consideration: A Pattern in Policy Talks in Contemporary Vietnamese Villages

Atsufumi Kato

In contemporary Vietnam, local residents seldom engage in direct criticism of the directives of the Communist Party and state policies even when they have objections. In political processes at the village level, local people typically endeavor to incorporate their political intentions into policy implementation while carefully avoiding direct conflicts with the policies of the Party and the state; they do this by employing two typical narratives. In the first, which may be termed the “narrative of principles,” people claim to apply rules strictly, as if they speak for the Party, the state, and international aid agencies. In the second, which may be termed the “narrative of consideration,” people simply request consideration given the circumstances of their individual cases; in this narrative, counter-policies are neither proposed nor mentioned. In general, these two narratives are not directly opposed to each other; local people seek points of compromise by manipulating these two narratives. Based on ethnographic fieldwork in a village in north central Vietnam, this essay presents three case studies on policy discussions among villagers. The case studies concern (1) a debate on the selection of beneficiaries for poverty reduction programs, (2) the management of a rotating savings and credit association project introduced by an international aid agency, and (3) a discussion among members of the Women’s Union in the village regarding the provision of support for a fellow villager in difficult circumstances. Through these case studies, this essay reveals how these two narratives are entangled. This essay suggests that analyzing not only local people’s occasionally intentional “misreading” of policies from outside but also their silence regarding such policies can enable a wide range of aspects relevant to political processes to be illustrated; allegiance and resistance to policies among local people may be seen as part of a language game.

Keywords

Policy, Vietnam, community self-governance, political process